

2020年8月27日

キオクシアホールディングス株式会社

代表取締役社長 早坂 伸夫

問合せ先： 03-6478-2537

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのガバナンスは、当社グループとしての内部統制システム構築により経営の透明性及び効率性を高め、リスク管理及び法令遵守を徹底し、かつ監督から執行の現場までの連携を通じた経営スピードの加速化により、世界で最大級のフラッシュメモリ専門プレイヤーとしての持続的な企業価値向上実現を目的としております。また、株主、投資家に対しては、適切な情報開示と建設的な対話を行うことにより、その権利及び平等性の確保に努めるとともに、従業員、顧客、取引先、債権者及び地域社会等の当社に係るすべてのステークホルダーに対しても相互に資する為に同様の情報開示及び対話を通じた適切な協働を進めるべく、当社グループのガバナンス体制の維持、向上を進めていきます。当社におけるガバナンスの主体は取締役会であり、経営の監督機能と執行機能の分離を明確にするため、執行機能は当社取締役会において委任を受けた執行役員及び取締役を補佐する所管部門が担います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 4-11③】 取締役会の実効性評価

当社は現状を認識するとともに課題を抽出し、更なる取締役会の機能向上を図ることを目的として、外部の専門家の助言を受けることも視野に入れながら取締役会の実効性評価を行うことを検討中です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4】 政策保有株式

当社及び当社グループでは、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものをいわゆる政策保有株式とみなしております。当社は、定期的に保有する株式の保有意義や経済合理性を確認し、保有意義や経済的合理性のない株式については、適切な時期を見て売却する方針としております。

【原則 1-7】 関連当事者間の取引

関連当事者取引等は会社と特定の関係を有する者との取引であるため、対等な立場で行われているとは限らず、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼすことがある取引であると認識しております。そのため、当社グループは、「キオクシアグループ行動基準」および「関連当事者取引管理規程」において、適切・公正な条件で取引を行うこと、また、会社の利益と相反する取引を行わないことを基本方針として定めております。

また関連当事者取引については「関連当事者取引管理規程」に従い、取引の重要性に応じて取締役会等で承認を行う等、取引内容を適時・適切に確認する仕組みを整えております。

【原則 2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

(1) 人事面

当社は、企業年金の運用に関し、知識または経験等から運用管理に適切と判断される者を配置し、また、必要に応じて当該従事者を研修等に派遣する等、専門知識の向上に努めています。

(2) 運営面

当社は、運用基本方針や政策的資産配分構成の策定及び見直し、運用受託機関の選任・評価等、資産運用における意思決定にあたり、資産運用委員会を設置しています。そして、資産運用委員会の決議事項は、労働組合等の同意を得て効力を発することとしています。

(3) 運用受託機関

当社は、運用受託機関に対して運用基本方針及び運用ガイドラインを交付して、各社に期待する役割を明確にするとともに、運用対象銘柄の選択を一任することで、利益相反が生じないようにしています。

【原則 3-1】 情報開示の充実

(1) 現時点において、キオクシアホールディングス株式会社のオフィシャルサイトにおいてキオクシアグループ行動基準を開示しております。以下 URL をご参照ください。

<https://www.kioxia-holdings.com/ja-jp/about/soc.html>

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書 1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報をご参照ください。

(3) 取締役の報酬については、他社の水準を調査した上で、その役割等に応じ水準を決定しています。個別具体的な水準については、事前にと取締役の意見を聴取した上で、最終的に社長が決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については検討中です。

(5) 今後、取締役及び監査役候補者の指名理由、略歴は株主総会招集通知にて開示していく方針です。

【補充原則 4-1①】取締役会の役割・責務

当社では、取締役会、稟議等での意思決定プロセスについては、取締役会規則及び権限基準において具体的に定めています。また、役員及び従業員の遵守すべき規範については、前述のキオクシアグループ行動基準において定めています。

【原則 4-9】独立社外取締役の独立性基準及び資質

当社の社外取締役の独立性基準に関する方針として、当社取締役会にて 2020 年 6 月 22 日付で下記内容を決議済です。なお、現状の役員のうち、取締役 2 名は独立社外取締役に該当しております。

当社は、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各号のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断します。

- ①当該社外取締役が、現在又は過去 3 年間に於いて、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社の議決権を、現在、当社が 10%以上保有している場合。
- ②当該社外取締役が、現在又は過去 3 年間に於いて、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社が、現在、当社の議決権の 10%以上を保有している場合。
- ③当該社外取締役が、現在又は過去 3 年間に於いて、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社と当社との取引金額が、過去 3 事業年度のうちいずれかの事業年度において、当該他社又は当社の連結売上高の 1%を超える場合。
- ④当該社外取締役が、現在又は過去 3 年間に於いて、現在、当社が当社の総資産の 2%以上の資金を借り入れている金融機関の業務執行取締役、執行役又は使用人であった場合。
- ⑤当該社外取締役が、過去 3 事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から役員報酬以外に 1000 万円を超える報酬を受けている場合。また、当該社外取締役が所属する団体が、過去 3 事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家又はコンサルタントとして、当社からその団体の年間収入の 2%を超える報酬を受けている場合。
- ⑥当社又は子会社から、過去 3 事業年度の平均で年間 1000 万円を超える寄付を受けた者又は寄付を受けた団体の理事その他の業務執行者
- ⑦当社の主幹事証券会社に所属する業務執行者
- ⑧社外役員の相互就任関係となる他の会社に所属する業務執行者
- ⑨当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

【補充原則 4-11①】取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では定款で取締役を 3 名以上と定めており、経営責任の明確化と経営環境変化への迅速な対応を目的として、取締役の任期を 1 年としています。当社におけるグループ・ガバナンスの主体は取締役会であり、経営の監督責任と執行機能の分離を明確にするため、当社取締役会において委任を受け執行を担当する執行役員、及び取締役を補佐するスタッフ部門がこれを執行しています。また、当社事業の継続的発展のため、取締役会はグローバルかつ多様な経営視点や経験・専門知識を有す

るメンバーで構成されています。

【補充原則 4-11②】取締役の他の上場会社の役員との兼任状況

当社の取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、今後の取締役及び監査役候補者の指名理由、略歴を株主総会招集通知や有価証券報告書にて、適切に開示を継続していく方針です。

【補充原則 4-14②】取締役のトレーニング

当社では、取締役及び執行役員を対象にした研修等を適宜実施しており、今後も継続して実施していく方針です。

【原則 5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社では、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話につき、前向きに対応していく所存であり、今後は、株主との対話や適時開示の窓口を IR 部が担う予定になっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	56.23%
-----------	--------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社東芝	210,300,000	40.64
BCPE Pangea Cayman, L.P.	134,112,000	25.92
BCPE Pangea Cayman2, Ltd.	77,400,000	14.96
BCPE Pangea Cayman 1A, L.P.	48,489,780	9.37
BCPE Pangea Cayman 1B, L.P.	30,998,220	5.99
HOYA 株式会社	16,200,000	3.13

支配株主（親会社を除く）の有無	—
-----------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

--

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 未定
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	9872億円
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上 50社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、支配株主との取引を含む関連当事者取引は関連当事者としての有利な立場を利用して会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことがある取引であると認識しております。そのため、当社は関連当事者取引等の実施に当たっては、「キオクシアグループ行動基準」において、適切・公正な条件で取引を行うこと、また、会社の利益と相反する取引を行わないことを基本方針として定めております。具体的な手続きは、関連当事者取引管理規程に基づき、実施致します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	上限の定めはない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役が務め、代表取締役が議長の職務を行うことができないときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている	2名

人数	
----	--

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 洋	他の会社の出身者								○			
Michael R マイケル・ Sprinter スプリンター	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 洋	○	社外取締役鈴木 洋氏は、当社普通株式の発行済株式総数の3.13%を有する HOYA 株式会社の取締役兼代表執行役最高経営責任者ですが、HOYA 株式会社は当社の主要株主には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えているため、独立性があると判断しております。また、同氏はコーポレートガバナンスコード原則 4-9 に従い、東証の独立役員の独立性	HOYA 株式会社の取締役兼代表執行役最高経営責任者をはじめ、経営者として経営戦略及びグローバル経営に関する豊富な知見を有しており、当社グループの経営に対して幅広い視点での意見をいただくことが可能であるほか、社外取締役としての職務執行上当社の一般株主との利益相反が生じ

		基準（独立役員の確保に係る実務上の留意事項 2020年2月改訂版）を踏まえて策定した当社の社外取締役の独立性基準を満たしております。	る恐れのある事項がなく、独立性を担保した第三者である独立役員としての職務を適切に執行していただけると判断したため、独立社外取締役に選任しております。
Michael R. Sprinter マイケル・スプリンター	○	社外取締役マイケル・スプリンター氏は、コーポレートガバナンスコード原則 4-9 に従い、東証の独立役員の独立性基準（独立役員の確保に係る実務上の留意事項 2020年2月改訂版）を踏まえて策定した当社の社外取締役の独立性基準を満たしております。	同氏は、海外の上場会社でグローバル企業の経営者陣を長年務め、半導体業界において国際事業に豊富な経験を有しているのに加えて、NASDAQの会長として上場会社を監督する側の知見があるため、当社の基本戦略の審議への有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を期待できる人物と判断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	任意の指名・報酬委員会の設置を検討しております。
----------------------------	--------------------------

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称						
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称						
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

—	—	—	—	—	—	—
---	---	---	---	---	---	---

補足説明

—

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	上限の定めはない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署（以下「内部監査部門等」という。）と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めるため、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めることとしております。監査役は、内部監査部門等の監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用いたします。</p> <p>監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、必要に応じて監査役会への出席を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見及び情報の交換を行う等、会計監査人と緊密な連携を保ち、効果的かつ効率的な監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努めます。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森田 功	他の会社の出身者													
畑野 耕逸	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田 功	○	社外監査役森田 功氏は、当社普通株式の発行済株式総数の40.64%を有する株式会社東芝の子会社である東芝コンピュータテクノロジー株式会社の代表取締役に就任していたことがありますが、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えているため、独立性があると判断しております。また、同氏は東証の独立役員の独立性基準（独立役員の確保に係る実務上の留意事項 2020年2月改訂版）を満たしております。	東芝コンピュータテクノロジー株式会社の代表取締役に就任していた経験等、メモリ・ストレージの知見や経営に関する豊富な知見を有していることから、当社グループの経営に対して十分な監査をしていただくことが可能と判断したため、独立社外監査役に選任しております。
畑野 耕逸	○	社外監査役畑野 耕逸氏は、東証の独立役員の独立性基準（独立役員の確保に係る実務上の留意事項 2020年2月改訂版）を満たしております。	同氏は、(株)東芝での人事・総務の職務経験が豊富で、事業会社東芝プラントシステム(株)の取締役も務めた経験があり、また神奈川県労働委員会にて公職も4年経験していることから、当社の取締

			役及び事業全般に関して 監査機能を十分に果たす ことができる人物と判断 しました。
--	--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員が活躍できる環境の整備に関し、当社案を検討中です。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策 の実施状況	ストックオプション制度導入済
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

役員及び従業員に対して、ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員（執行役員を含む）、子会社の 取締役、子会社の監査役、子会社の従業員（執行役 員を含む）
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当会社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当会社グループの企業価値の向上を図るこ とを目的として、当会社の取締役及び従業員（執行役員を含む）並びに当会社の子会社の役員及び従 業員（執行役員を含む）に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	一部のものだけ個別開示
------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬が1億円を超える場合に開示をしております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	報酬額および算定方法の決定方針を定めておりま す。
---------------------	------------------------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

—

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局である法務部が取締役会等重要な会議体の開催に先立ち・審議・説明資料を事前
--

提示するとともに、必要に応じて議案についての事前説明を行っております。

また、監査役及び監査役会の事務局は人事総務部が担当しており、監査役及び監査役会の運営の事務に携わっております。なお、独立役員が活躍できる環境の整備とあわせて社外取締役（社外監査役）のサポート体制も見直しを現在検討中です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(i) 取締役会

現在、取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、取締役会規則、権限基準等の各社内規程に基づき、当社グループの業務執行全般の意思決定及び各取締役の経営執行状況の報告を行っております。なお、原則として毎月1回定時取締役会を開催し、緊急の決議事項がある場合等は臨時での開催を行っております（但し、決算に関する決議を行う5月、8月、11月及び2月のみ、定時取締役会を2回開催）。また、経営責任の明確化及び経営環境の変化への迅速な対応を目的として、取締役の任期を1年としています。

当社におけるグループ・ガバナンスの主体は取締役会であり、経営の監督機能と執行機能の分離を明確にするため、当社取締役会において委任を受け執行を担当する執行役員、及び取締役を補佐するスタッフ部門がこれを執行しております。

(ii) 監査役会

現在、監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）から構成されています。これら監査役から構成される監査役会は、会計監査人及び内部監査部と連携し、経営の健全性確保に努めています。

毎月1回定時での開催を行っております。当該監査役会では、常勤監査役による業務監査の報告や、取締役会議案の事前協議等を実施しております。なお、必要に応じて臨時での開催も行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は設立より間もないことから、各種経営経験の高い取締役により構成される取締役会と、監査役・監査役会による経営の監督・監視機能を有するコーポレート・ガバナンス体制が適切であると考えております。加えて、執行役員制度の導入によって、業務執行と監督機能の分離、経営の透明性の向上、経営責任の明確化、意思決定の迅速化、経営監視機能の強化を図っております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知	招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ、その早期発送に努めてまいり

の早期発送	ます。なお、株主へ早期に情報提供する観点から、招集通知の発送日より前に、当社ウェブサイトにおいて、招集通知を開示する方針です。
集中日を回避した株主総会の設定	正確な情報提供等の観点を考慮しつつ、株主の利便性にも資するように株主総会の日程を設定するように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	議決権の電子行使や議決権電子プラットフォームの利用、及び、招集通知の英訳につきましては、今後の機関投資家や海外投資家の比率等に加え、コスト等の観点も踏まえつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	同上
招集通知(要約)の英文での提供	2020年3月期の定時株主総会より、可能な範囲で対応を進めていきたいと考えております。
その他	-
実施していない	-

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ドラフト案を作成済みであり、弁護士によるレビューを経て、9月中に完成予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討してまいります。	未定
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期毎の決算公表後等、定期的にあナリスト・機関投資家向けの説明会を開催していく予定であります。	未定
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外投資家向けの説明会を開催していく予定であります。	未定
IR資料をホームページ掲載	決算短信、適時開示資料およびプレスリリース等をウェブサイトに掲載する予定です。上場日に合わせて立上予定です。	

IR に関する部署(担当者)の設置	IR 担当部署として IR 部を設置しています。
その他	-
実施していない	-

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社においては「グループ・ガバナンス基本規程」を定め、全てのステークホルダーとの良好な関係を形成し、企業価値の向上を図る旨規定しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社においては「CSR 基本規程」を定め、社会の一員としての責任を果たしながら、事業を通じて人々の暮らしを豊かにし、末永く社会とともに発展し続けるべく、CSR 活動等を実施しています。 当社が事業を営む上で特に重要な CSR 課題として、「人権の尊重」「多様性の推進」「サプライチェーン CSR の推進」「環境」を選定し、当社グループ一丸となって、これらの活動を深化させていく方針です。 なお、当該活動については、年度ごとに「CSR 報告書」としてとりまとめ、当社ウェブサイト等にて公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「キオクシアグループ行動基準」を定め、ステークホルダーに対し、金融商品取引等の適用ある法令、及び、金融商品取引所が定める規則等に基づき、適時・適切に開示を行っていく方針です。また、これ以外の任意開示についても十分に配慮し、投資判断に影響を与えらると思われる重要な情報については、全てのステークホルダーが平等に入手できるように、公平かつ迅速に開示していく方針です。
その他	-
実施していない	-

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、経営の有効性と効率性の確保、事業及び財務報告の信頼性の確保、遵法及びリスク管理という観点から、2019年3月1日開催の当社取締役会において、「当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制」を決議し、内部統制システムの充実に努めています。当該決議で定めた体制及び事項は以下のとおりです。当該指導及び支援に基づき、当社グループ会社では、会社法上の大会社、非大会社の別、所在国の国内、海外の別を問わず、以下のとおり内部統制システムを構築

することを義務付けています。

なお、当社は設立当初より執行役員制度を導入しており、現在、下記の体制における執行役員の役割について検討を進めております。

A. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア)当社の取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役は随時取締役会で報告させる。

(イ)当社の監査役は、定期的に取り締役のヒヤリングを行う。

(ウ)当社の監査役は、監査役に対する報告等に関する規程に基づき、重要な法令違反等について取締役から直ちに報告を受ける。

(エ)当社は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「キオクシアグループ行動基準」を策定し、継続的な役員研修の実施等により、当社の取締役に「キオクシアグループ行動基準」を遵守させる。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア)当社の取締役は、「文書管理規程」に基づき、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。

(イ)当社の取締役は、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を取締役、監査役が閲覧できるシステムを整備する。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア)当社のリスク・コンプライアンス責任者は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社及び当社子会社のクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。

(イ)当社の取締役は、「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、当社及び当社子会社のビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア)当社の取締役会は、経営の基本方針、中期経営計画、年度予算を決定する。

(イ)当社の取締役会は、取締役の権限、責任の分配を適正に行い、取締役は、「業務分掌規程」及び「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化する。

(ウ)当社の取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。

(エ)当社の取締役は、「取締役会規則」、「権限基準」に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。

(オ)当社の取締役は、当社及び当社子会社の適正な業績評価を行う。

(カ)当社の取締役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム等の情報処理

システムを適切に運用する。

E. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社の取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「キオクシアグループ行動基準」を遵守させる。

(イ) 当社のリスク・コンプライアンス責任者は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。

(ウ) 当社は、当社役職員が当社の違法行為を認めた場合、当社の執行側に対して通報できる内部通報制度を設置し、当社の取締役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

F. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 子会社は、「キオクシアグループ行動基準」を採択、実施し、各国の事情に応じ内部通報制度を整備する。

(イ) 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当該子会社から当社に報告が行われる体制を構築する。

(ウ) 当社は、子会社に対し、当社の施策に準じた施策を各子会社の実情に応じて推進させる。

(エ) 国内の子会社は、「キオクシアグループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。

(オ) 当社は、子会社を対象に会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査を実施する。

[当社の監査役の職務の執行のために必要なもの]

A. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社の取締役は、人事総務部、財務部等所属の従業員に監査役の職務を補助させる。

B. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の取締役は、監査役の職務を補助させる従業員の人事等について、監査役と事前協議を行う。

C. 監査役への報告に関する体制

(ア) 当社の取締役、従業員は、別途定める規程に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、当社の監査役に対して都度報告を行う。

(イ) 国内の子会社は、「グループ監査連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査役に報告をする。

(ウ) 当社の取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

(エ) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこと

を確保するための体制

当社の監査役に報告をした当社及び当社子会社の役職員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを監査役に対する報告等に関する規程に明記する。

(オ)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法 388 条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部署が審議のうえ、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

D. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア)当社の取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。

(イ)当社の取締役、従業員は、定期的な監査役のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。

(ウ)当社の取締役は、会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査の実施結果を監査役に都度報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について、「キオクシアグループ行動基準」で定めております。

1. キオクシアグループの基本方針

反社会的勢力(注1)との取引を含めた一切の関係を遮断します。

2. キオクシアグループ役員・従業員の行動基準

(1) 反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶します。また、その活動を助長しません。

(2) 不当要求を受けた場合には、毅然とした態度で要求を拒否します。

(3) マネー・ロンダリング(犯罪による収益の移転)を規制する法令等を遵守します。

(a) 規程及びマニュアルの策定

当社は、「キオクシアグループ行動基準」における基本方針を実現するために「渉外監理基本規程」及び渉外監理に係る実施マニュアル等を定め、反社会的勢力の排除に向けた当社グループとしての社内体制及び対応方針を明確にしております。

(b) 従業員への啓発及び周知徹底

人事総務部長は、「キオクシアグループ行動基準」の基本方針を当社及び当社子会社に周知徹底するとともに、渉外管理に係る教育プログラムを策定し、教育を全従業員に継続しております。それにより、反社会的勢力の排除に対する従業員への啓発及び周知徹底を図ってまいります。

(c) 実施体制、担当及び役割の明確化

当社及び当社子会社の渉外監理のうち反社会的勢力対応の専門部署として、当社人事総務部が、適法かつ適正な企業活動を妨げる社外からの接触への対応を支援しております。

(d) 外部専門機関との連携体制の確立

当社は、警察及び社外弁護士、全国暴力追放運動推進センター等外部との連絡窓口を定め、必要な情報交換をする等、関係の緊密化を図ることで反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

現時点において具体的な施策は設定しておりません。当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に努めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<適時開示体制>

適時開示体制の整備及び運用状況

(a) 適時開示体制の整備に向けた取組み

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

当社は、「キオクシアグループ行動基準」において、「お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、経営方針、財務データ等の企業情報を、適時かつ適切に開示します。」と定め、これをグループの基本方針としています。また適時開示に関する具体的な業務、役割、フローなどを規定している適時開示手続規程においては、金融商品取引法、会社法及びその他の関係法令並びに金融商品取引所の規則等に基づき、会社情報を適正かつ円滑に開示することを定めるなど、当社の情報開示にあたっての基本姿勢を明確にしています。

当社は IR 部を適時開示の担当組織として情報開示を推進すると共に、各関係会社（当社の子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）においては関係会社情報取扱責任者を設置し、適時かつ適切に適時開示・法定開示情報が IR 部へ通知される体制を敷いています。また開示判断者に諮問する会議体として適時開示検討委員会（委員長：IR 部所管執行役員、運営事務局長：IR

部長、構成員：法務部所管執行役委員、広報部所管執行役員、広報部長）を設置し、適時開示検討委員会にて適時開示・法定開示要否の検討を行い、情報取扱責任者である IR 部所管執行役員の一次判断及び社長執行役員又は取締役会の最終判断を経て適時開示・法定開示を行うこととしております。また、当社の定期的な決算開示書類である決算短信、四半期報告書や有価証券報告書等の記載内容の正確性・十分性を確認する会議体として有報等開示委員会を設置しております（委員長：IR 部所管執行役員、運営事務局長：IR 部長、構成員：財務部所管執行役員、法務部所管執行役員、広報部所管執行役員、戦略部所管執行役員、財務部長、法務部長、広報部長、戦略部長及び経営企画部長）。

当社は適時開示となり得る情報を網羅的に収集・検討するため、東京証券取引所の定める適時開示基準より厳しい独自基準を IR 部への通知基準として定め、該当情報を IR 部にて収集することとしています。各関係会社とコーポレートスタッフ部門が当社独自の通知基準に該当した会社情報を通知することで、漏れのない網羅的な適時開示情報収集体制を敷いています。

決算情報については、財務部、法務部、経営企画部及び IR 部が分担して決算短信等の開示資料を作成し、取締役会において決議又は報告し、公表をしています。業績予想（配当予想を含む）については、決算（四半期を含む）の確定過程等において、財務部で公表値修正に係る開示の要否を適宜検証しています。業績予想の変更に係る開示検討が必要となった場合は、財務部から IR 部に通知され、取締役会決議を経て公表をしています。

なお、当社はインサイダー取引防止規程に基づき、当社及び当社の関係会社の役員及び執行役員、並びに当社及びキオクシア株式会社のインサイダー情報を継続的に入手する業務を担当するスタッフ部門の長及び役職者から株券等売買、情報管理に関する包括的な宣誓書を取得し、その他の従業員からは、個別の案件毎に誓約書を取得しています。また、随時インサイダー取引規制と適時開示に関する教育を行い、インサイダー取引規制と適時開示の周知徹底に努めています。

上記に加え、当社は「リスク相談ホットライン」および「社外弁護士ホットライン」を設け、法令違反の疑いがある行為（会計に係るものを含む）について、誰でも法務部、社外弁護士又は監査役へ直接情報提供できる仕組みを整備しています。

(b) 適時開示担当組織（担当部署）の状況

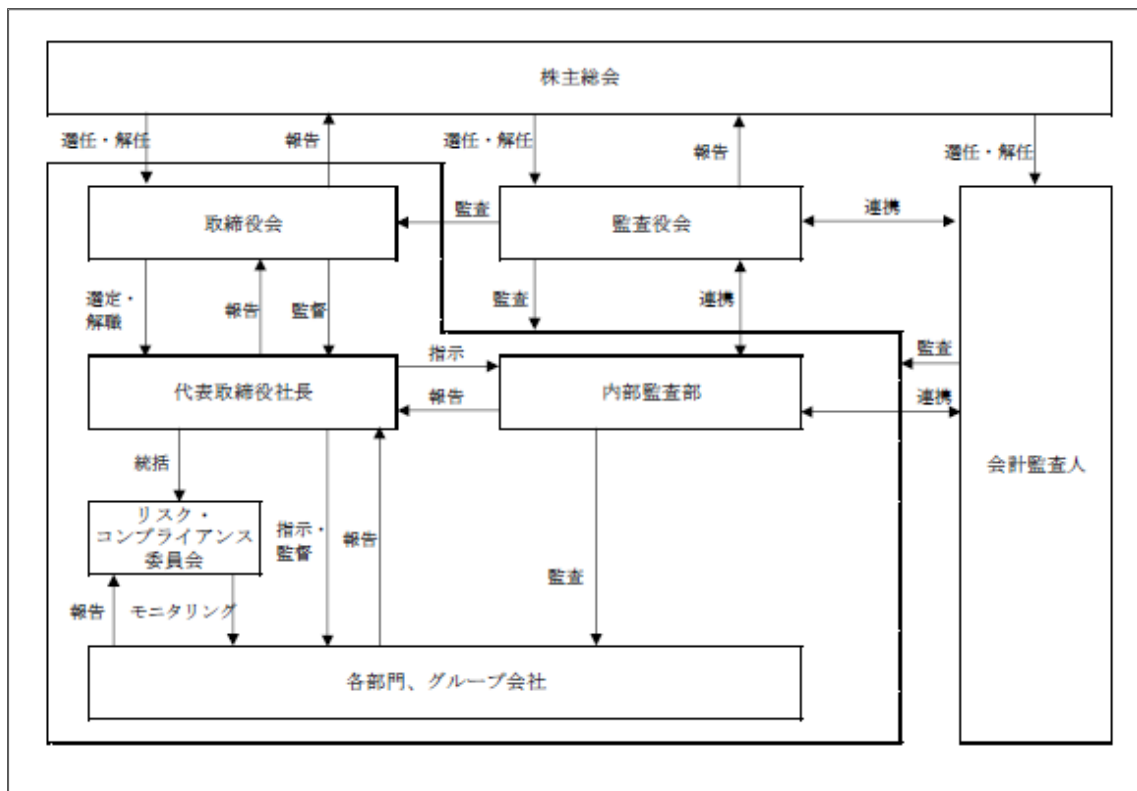
当社の適時開示担当部署の状況及び情報取扱責任者は下記のとおりです。

担当部署名 IR 部 部長以下 9名

情報取扱責任者 IR 部所管執行役員

【模式図(参考資料)】

コーポレート・ガバナンス体制



【適時開示体制の概要（模式図）】

決定事実、発生事実に係る社内体制について

